

篠山市上立杭地区活性化施設の指定管理候補者の選定について

篠山市上立杭地区活性化施設の指定管理候補者について、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

今後、地方自治法の規定に基づき篠山市議会での議決を得て、市長が指定する予定です。

記

1 選定した指定管理候補者

所在地 : 篠山市今田町上立杭 9 2 番地 3
指定管理候補者名 : 今田町上立杭自治会
代表者名 : 自治会長 市野 元和

2 指定管理期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで (5 年間)

3 指定管理料

なし

4 指定管理候補者の選定

篠山市上立杭地区活性化施設に係る申請書類を総合的に審査し、今田町上立杭自治会を指定管理候補者として認め、選定した。

5 特定指定する理由

市は、篠山市上立杭地区活性化施設を「篠山市民の健康福祉の増進及び農林業の振興と丹波立杭焼の継承に寄与するための施設」として設置した。

指定管理の選定にあたっては、上記設置目的を達成するため、地域の伝統産業である丹波焼に精通した団体であるとともに、地域農業の振興に寄与することが見込まれる団体であることが望ましい。

このことから、当該施設において、上立杭自治会内において丹波焼の技術研修や情報交換が活発に行われ後継者を育成するとともに、市の主要産業である農業従事者への営農指導等により、より一層の農業振興を図るための地域活性化の拠点施設として管理を進めるため、篠山市公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 4 号「当該施設の設置目的、性格及び業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該施設の適切な管理に資すると認められるとき」に該当し、公募によらず特定の者を指定管理者として選定する。